

- 1 亀山市児童生徒結核対策委員会要綱
- 2 亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会要綱
- 3 亀山市立小学校及び中学校通学区域検討委員会要綱
- 4 亀山市学校教育ビジョン改定委員会要綱
- 5 亀山市生涯学習推進会議要綱
- 6 亀山市青少年総合支援センター運営協議会要綱
- 7 亀山市放課後子どもプラン運営委員会要綱
- 8 かめやま人キャンパス推進委員会要綱
- 9 亀山市ネコギギ保護指導委員会要綱
- 10 亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会要綱

○亀山市児童生徒結核対策委員会要綱

平成17年1月11日

(設置)

第1条 市内の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の結核対策に係る管理方針等を検討するため、亀山市児童生徒結核対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 小学校及び中学校における結核検診の実施の状況及び結果に関すること。
- (2) 精密検査を必要とする児童及び生徒の管理方針に関すること。
- (3) 結核患者が発生した場合における関係機関との協力及び対策に関すること。
- (4) 地域と連携した小学校及び中学校の結核管理方針に関すること。
- (5) その他結核対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 鈴鹿保健所長
- (2) 結核に関し専門的な知識を有する者
- (3) 亀山医師会の代表者
- (4) 学校医の代表者
- (5) 学校長の代表者
- (6) 養護教諭の代表者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

4 委員会の会議は、原則として非公開とする。

5 会議を開いたときは、議事録を作成するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(平18. 3. 31・平30. 3. 30・一部改正)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日において、合併前の亀山・関地区児童生徒結核

対策委員会設置要綱（平成15年亀山市教育委員会告示第2号）の規定による委員であった者は、この要綱の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成18年3月31日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会要綱

平成19年11月7日

(設置)

第1条 生活保護世帯に準ずる世帯に属する児童生徒（以下「準要保護児童生徒」という。）の認定を適正に行うため、亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、準要保護児童生徒の認定に関し必要な事項を調査検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校長の代表者
- (2) 教職員の代表者
- (3) 民生委員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(令3.5.19・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、原則として非公開とする。
- 6 会議を開いたときは、議事録を作成するものとする。

(令3. 5. 19・一部改正)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(平30. 3. 30・一部改正)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年11月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月19日)

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

○亀山市立小学校及び中学校通学区域検討委員会要綱

平成17年1月11日

(設置)

第1条 亀山市就学等に関する規則（平成17年亀山市教育委員会規則第16号）第2条に規定する別表に掲げる通学区域の弾力的運用等を検討するため、亀山市立小学校及び中学校通学区域検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市が設置する小学校及び中学校の通学区域に関する事項を調査検討し、その結果を亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提言する。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員
- (3) 自治会関係者
- (4) コミュニティ関係者
- (5) PTA会員
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(平18. 3. 31・平30. 3. 30・一部改正)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日において、合併前の亀山市立小学校及び中学校通学区域検討委員会設置要綱の規定による委員であった者は、この規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月31日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○亀山市学校教育ビジョン改定委員会要綱

令和2年6月24日

(設置)

第1条 亀山市の学校教育の基本方針及び目指す子ども像を明らかにする亀山市学校教育ビジョンを改定するため、亀山市学校教育ビジョン改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亀山市学校教育ビジョンを改定するため必要な事項を調査、研究及び検討をし、その結果を亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 市立の小学校及び中学校の学校長の代表者
- (4) 市立の幼稚園及び認定こども園の園長の代表者
- (5) 市立の保育所の園長の代表者
- (6) 市立の小学校及び中学校の教職員の代表者
- (7) 公募により選出された者
- (8) PTAの代表者
- (9) 市職員
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその者の調査、研究及び検討に係る亀山市学校教育ビジョンの改定の日までとする。

(令7.6.25・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は、その所掌事務を分掌して調査させ、及び研究させるため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

(令8. 3. 25・一部改正)

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則 (令和7年6月25日)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

○亀山市生涯学習推進会議要綱

平成17年1月11日

(設置)

第1条 市における生涯学習の総合的な推進を図るため、生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進の施策に係る総合的な調査研究に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画及び体制の整備に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる委員15人以内で組織する。

- (1) 教育長
- (2) 社会教育団体の代表者
- (3) 別表第1に掲げる市職員
- (4) その他亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者

2 前項第2号から第4号までの委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(平18.5.16・平19.3.26・平23.3.30・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は教育長を、副会長は教育長の指名する委員をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 5 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平19. 3. 26・平23. 3. 30・一部改正)

(検討部会)

第6条 推進会議は、その補助機関として、検討部会を置く。

- 2 検討部会は、生涯学習推進計画及び体制の整備に係る事項を調査研究し、その結果を推進会議に報告するものとする。
- 3 検討部会の部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 教育部長
 - (2) 別表第2に掲げる課等の職員のうちから会長が指名する者
 - (3) その他関係機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する者
- 4 検討部会に部会長を置き、教育部長をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 検討部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

(平23. 3. 30・全改、平30. 3. 30・一部改正)

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生涯学習課において行う。

(平18. 3. 31・平30. 3. 30・一部改正)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月16日）

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

附 則（平成19年3月26日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平30.3.30・全改、令4.3.25・一部改正）

市民文化部長 健康福祉部長 産業環境部長 教育部長

別表第2（第6条関係）

（平30.3.30・全改、令4.3.25・令8.3.25・一部改正）

まちづくり協働課 文化課 歴史博物館 健康推進課 環境課 商工観光課

教育推進課 生涯学習課 図書館

○亀山市青少年総合支援センター運営協議会要綱

平成17年1月11日

(設置)

第1条 亀山市青少年総合支援センター（以下「センター」という。）の運営を円滑に推進するため、亀山市青少年総合支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平21.7.1・一部改正)

(業務)

第2条 協議会は、センター活動の実施に必要な業務計画について審議する。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員16人以内で組織する。

2 会長は、教育長とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 亀山警察署生活安全課長
- (2) 亀山市青少年育成市民会議代表
- (3) 亀山市子ども会育成者連絡協議会代表
- (4) 亀山市婦人会連絡協議会代表
- (5) 亀山市自治会連合会代表
- (6) 亀山市地域まちづくり協議会連絡会議代表
- (7) 亀山市立小学校生徒指導代表
- (8) 亀山市立中学校生徒指導代表
- (9) 亀山市高等学校生徒指導代表
- (10) まちづくり協働課の職員
- (11) 子ども政策課の職員
- (12) 防災安全課の職員
- (13) 教育部長

(14) 教育推進課の職員

(15) 生涯学習課の職員

(平18.3.31・平18.5.16・平19.2.20・平21.7.1・平22.3.31・平25.3.29・平28.6.2・平30.3.30・平30.6.20・令6.3.28・令8.3.25・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(平19.2.20・追加、平30.3.30・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平19.2.20・旧第7条線下)

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月16日）

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年2月20日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月2日）

この要綱は、平成28年6月2日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月20日）

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

附 則（令和6年3月28日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

○亀山市放課後子どもプラン運営委員会要綱

平成19年5月31日

(設置)

第1条 亀山市放課後対策事業（文部科学省が実施する放課後子ども教室推進事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を一体的に又は連携して実施する総合的な事業をいう。以下「事業」という。）の効果的な運営を検討するため、亀山市放課後子どもプラン運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（平26教委告示7・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業に係る安全管理方策、広報活動方策及びボランティア等の地域の協力者の人材確保方策に関すること。
- (3) 事業の実施後の検証、評価等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 亀山市社会教育委員の代表者
- (2) 亀山市PTA連合会の代表者
- (3) 亀山市子ども会育成者連絡協議会の代表者
- (4) 亀山市立小学校及び中学校の校長の代表者
- (5) 亀山市放課後子ども教室コーディネーター
- (6) 亀山市学童保育所の代表者
- (7) 子ども政策課長
- (8) 生涯学習課長

(9) その他教育委員会が必要と認める者

(平22.3.31・平30.3.30・令6.3.28・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(平30.3.30・一部改正)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 22 日教委告示第 7 号）

この告示は、平成 26 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○かめやま人キャンパス推進委員会要綱

平成30年7月20日

(設置)

第1条 地域で活躍できる人材を育成するかめやま人キャンパス（以下「キャンパス」という。）を推進するため、かめやま人キャンパス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(令4. 3. 25・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) キャンパスの方針に関すること。
- (2) キャンパスのカリキュラム編成に関すること。
- (3) キャンパスの検証に関すること。
- (4) その他キャンパスの推進に関すること。

(令4. 3. 25・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育部長
- (3) 中央公民館長
- (4) 公共的団体等の関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成30年7月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に委嘱され、又は任命する委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則 (令和4年3月25日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○亀山市ネコギギ保護指導委員会要綱

平成19年6月28日

(設置)

第1条 市内に生息するネコギギの保護を進めるため、亀山市ネコギギ保護指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ネコギギの生息調査並びにその取りまとめ並びにその保護増殖に関する指導及び助言を行うこと。
- (2) その他ネコギギに関する専門的事項に係る審議、指導及び助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協力者会議)

第7条 委員会は、その補助機関として、協力者会議を置く。

- 2 協力者会議は、委員会の指導及び助言の下、ネコギギの保護増殖のために必要な措置について協力するものとする。
- 3 協力者会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 研究機関の職員
- (3) 教育機関の職員
- (4) 市民活動団体の代表者
- (5) 有識者
- (6) その他委員会が必要と認める者

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化課において処理する。

(平22.3.31・平30.3.30・令4.3.25・一部改正)

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月28日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会要綱

平成29年11月27日

(設置)

第1条 埋蔵文化財包蔵地鈴鹿関跡（以下「鈴鹿関跡」という。）の学術的価値を明らかにし、鈴鹿関跡の学術調査に対する助言を行うことにより鈴鹿関跡の保護を進めるため、亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鈴鹿関跡の学術的価値について検証すること。
- (2) 鈴鹿関跡の学術調査について専門的な見地から助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化課において処理する。

(平30. 3. 30・令4. 3. 25・一部改正)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則 (平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。